

平成 1 7 年第 3 回教育委員会記録

平成 1 7 年 2 月 9 日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成17年2月9日(水)午後2時00分～午後3時23分
場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 丸 田 頼 一 委員 長 安 本 ゆ み
職務代理者 委 員 大 藏 雄之助
委員 宮 坂 公 夫
教育長 納 富 善 朗

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 佐 藤 博 継
学校適正配置担当部長 上 原 和 義 庶務課長 和 田 義 広
学校運営課長 馬 場 誠 一 学務課長 井 口 順 司
学校適正配置担当課長 吉 田 順 之 指導室長 松 岡 敬 明
施設課長
社会教育長 武 笠 茂 中央図書館長 倉 田 征 壽
スポーツ課長
中央図書館長 清 水 文 男
事務局職員 庶務係長 小今井 七 洋 法規担当係長 石 井 康 宏
担当書記 佐 藤 守

傍聴者数 7 名

会議に付した事件

(議案)

議案第15号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 平成16年度杉並区学校文化栄誉顕彰について
- (2) 平成16年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧
- (4) 杉並区立成田図書館業務委託法人の選定結果について
- (5) 杉並区立成田図書館の臨時休館について
- (6) 高井戸小学校及び方南小学校校舎改築検討協議会報告書について

目 次

| | |
|--|----|
| 会議録署名委員の指名について | 3 |
| 議案審議 | |
| 議案第 15 号 杉並区体育施設等に関する条例施行規則等の 一部を改正する規則 | 3 |
| 報告事項 | |
| (1) 平成 16 年度杉並区学校文化栄誉顕彰について | 5 |
| (2) 平成 16 年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について | 7 |
| (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧 | 7 |
| (4) 杉並区立成田図書館業務委託法人の選定結果について | 8 |
| (5) 杉並区立成田図書館の臨時休館について | 9 |
| (6) 高井戸小学校及び方南小学校校舎改築検討協議会 報告書について | 11 |

委員長 定刻になりましたので、ただいまから第3回教育委員会定例会を開催いたします。ご多忙のところありがとうございます。本日の議事録の署名委員は大藏委員にお願いいたします。議事日程はご案内いたしましたとおり、議案が1件、報告事項が6件となっています。

議案の審議に入ります。日程第1、議案第15号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」を上程し、審議させていただきます。庶務課長からご説明をお願いします。

庶務課長 議案第15号「杉並区体育施設等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則」について説明いたします。提案の理由は、公共施設予約システムによる使用申請に係る規定を整備するために行うものです。

改正の概要は、体育施設等、都立和田堀公園野球場、和田堀調節池庭球場、杉並第十小学校温水プールの使用申込みを、現在の電話による音声応答サービス（すぼーつ・ねっと）に加えて、杉並区公共施設予約システム（さざんかねっと）による使用申請も行えることとしています。

2点目が、それに伴って杉並区公共施設予約システムを導入している集会施設と同様に、抽選申込みの使用申請ができることとするために、関連する条例施行規則、1つは「杉並区体育施設等に関する条例施行規則」、1つは「都立和田堀公園野球場管理等に関する規則」、1つは「杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則」、そして「杉並区立杉並第十小学校温水プールの管理運営に関する規則」について、それぞれ条立てで改正するものです。中ほどに新旧対照表を付けているので、それをご覧いただきながら説明を聞いていただければと思います。

第1条による改正は、「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部改正」で、1～3ページにかけて、使用申請、承認、取消しについての改正の規定をしています。内容は、これまでの使用申請、使用申込みについて、行政目的等による使用が6カ月前の1日から、登録団体が3カ月前の6日から、登録団体以外の団体と個人が2カ月前の6日からとしていましたが、抽選申込みによる使用申請と、それ以外の使用申請に分けて規定すると改正しています。

抽選申込みの中身ですが、申込期間が、使用日の属する月の3カ月前の月の6日から16日までです。使用申請期間が使用日の属する月の3カ月前の月の17日から27日前ということで、第一次抽選を行います。第二次抽選として、使用日の属する月の2カ月前の月の6日から16日まで。使用申請期間としては、使用日の属する月の2カ月前の月の17日から27日までです。

その後、抽選申込みの要らない申込みということで、登録団体、その他の団体・個人による使用申請が、使用日の属する月の1カ月前から行えるものとします。ただし、温水プールについては、使用日8日前で、受付の終期を設けています。これらについては、1～3ページに改正規定を置いています。4～7ページにかけて、その後の使用申込みについては、表を掲げているの

で、それをご覧いただければと思います。

使用の取消しに関する規定の整備ですが、これについては、新旧対照表の2ページ以降、3ページにかけてです。中身は、使用日の6日前以後に使用の取消しを行った場合、使用日の翌日から30日間、あるいは使用の取消しの申入れをしないで使用しなかったときには、使用日の翌日から90日間、受付をしないというペナルティを科すことは変わっていません。これらに加えて、抽選申込み、あるいは公共施設予約システムにおいても、同様に受付をしないという規定を整備するというので、改正をしているものです。

以下、使用料の納付時期の特例、使用料の減免、4ページにいて使用料の還付については、今回の規定改正に合わせて文言整理をしたというものです。

8ページです。別表第二で、柏の宮公園庭球場の開場時間と休場日を定めるということで、規定を改正しています。以下、9～19ページにかけて、様式が載せてあります。様式の改正の中身ですが、今回公共施設予約システムを導入することになりまして、「申込み」という言葉を「申請」に改める形で、様式を整備しています。

20～21ページにかけて、第二条、第三条のそれぞれ、「都立和田堀公園野球場管理運営に関する規則の一部改正」、「杉並区和田堀調節池庭球場の管理等に関する規則の一部改正」を載せています。その中身について、基本的には表に記載しています。「利用申込書」あるいは「使用申込書」とあるものを、「使用申請書」「利用申請書」と改めるという改正です。22ページ以降に、「杉並区立第十小学校温水のプールの管理運営に関する規定の一部改正」を載せています。これについては、最初に申し上げた体育施設等に関する条例施行規則の改正と内容的には同じですので、説明は割愛します。

施行日は、平成17年3月1日と定めています。ただし、「杉並区体育施設等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」の、柏の宮公園庭球場に係る改正規定は、「公布の日から施行する」と規定しています。第15号議案についての説明は以上です。

委員長 ただいまのご説明にご質問、ご意見はありますか。

宮坂委員 「申込書」を「申請書」と字句を変えて、中身は変えていないということですが、20ページの旧規則のほうには「使用权」、「利用権」とありますが、権利という言葉は無くしたのですね。

庶務課長 現在、実際の施設管理の中で、すでにこういった新しく規定した表現で運用していますから、それに合わせて実態上整理をしたということです。

委員長 他にございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、議案第 15 号は原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議がありませんので、原案どおり可決いたします。

引き続き、日程第 2、報告事項の聴取に入ります。初めに、「平成 16 年度杉並区学校文化栄誉顕彰」について、庶務課長から説明をお願いします。

庶務課長 「平成 16 年度杉並区学校文化栄誉顕彰について」ご報告いたします。これは、区内にある小学校、中学校等の児童・生徒等が、文化活動に関し、優秀な成績を収めた場合に、杉並区教育委員会がその栄誉を顕彰し、学校における文化活動の振興を図ることを目的として実施しているものです。顕彰の対象、顕彰の方法については、記載のとおりです。推薦者は校長ということで、具体的には全国的な大会、コンクール、発表会で最優秀、またはこれに準ずる成績を残したものの、あるいは新規、奇抜な研究、発明、発見等で、文化向上に寄与したものの、その他審査会が教育委員会の顕彰を相当とするものという基準の下に、審査会で顕彰者を定めているものです。

平成 16 年度の被顕彰者ですが、平成 17 年 2 月 3 日に文化栄誉顕彰審査委員会を開催し、別紙のとおり受賞者を決定しています。本年度は、特に顕著な功績のあった者、2 名と 1 団体に対し、審査会として特別賞を贈ることとしています。

名簿で、平成 16 年度は個人が 39 名、団体が 2 団体で、41 件の顕彰です。前年度は 21 名、5 団体で、今回は顕彰者が増加している状況になっています。

中身については、本年度新たに受賞理由となった大会等を、その受賞者と併せて説明すると同時に、特別表彰の方について報告いたします。まず、1 ページの 2 番です。第一回ピアノパラリンピック国際大会という国内と海外 15 の国・地域の障害者が一堂に会するピアノ演奏会において、杉並第一小学校の星野慈美さんが練磨賞を受賞したということで、表彰することとしています。次に 3 ページの 12 番、浜田山小学校の小林樹さんです。全国小中学生俳句大会で入選しました。全国 20 万 5,718 句の中から選ばれたということで、表彰することとしています。次に 4 ページの 16 番で、久我山小学校の澄川航さんから、次ページの 19 番の同じく久我山小学校の吉原海斗さん、9 ページの 40 番で団体の部、杉並区立久我山小学校、こちらがいずれも第 34 回世界児童画展で、それぞれ記載の特別賞以下、優秀な成績を納めたということで、顕彰の対象とさせていただきました。参加数等については、記載のとおりです。

次に 5 ページの 21 番の杉並ろう学校の鈴木駿太さんから、6 ページの 24 番の中野聡紀さんまでですが、第 38 回小・中学生陶芸コンクールで優秀賞等、優秀な成績を納めたということで、顕彰の対象としています。なお、杉並ろう学校からの推薦は、今回が初めてということです。8 ページの 32 番の泉南中学校の奥村佳さんから、36 番の森絵理子さんまでが、第 8 回全国小中学校児

童・生徒環境絵画コンクール。応募数 3,662 点の中から、それぞれ佳作等ということで、優秀な成績を収められたので表彰の対象としています。以上が、新たな大会等で受賞された方です。

特別賞ですが、6 ページの 25 番の阿佐ヶ谷中学校の上野星矢さんです。平成 14 年度は都大会奨励賞、全日本学生音楽コンクールにおいて、平成 15 年度はフルート部門第二位、平成 16 年度もフルート部門第一位と連続して優秀な成績を納められ、今年度はついに日本一の座ということですので、審査会として特別賞を贈ることといたしました。

それから、9 ページの 38 番で、光塩女子学院中等科の滝川ゆずさんです。3 年連続顕彰を受けられるということで、特別賞とすることといたしました。滝川さんは、平成 14 年度は全国学芸科学コンクール作文部門で金賞、文部科学大臣奨励賞。平成 15 年度は全国小中学校作文コンクール東京都審査で、読売新聞社賞。平成 16 年度は、全国学芸科学コンクール作文部門入選ということで、今回は「二片の紅」という作文で入選されました。3 年連続ということで特別賞を贈ることとしました。

団体の部で、41 番の東原中学校放送部に団体の特別賞を贈ることとしています。こちらは、平成 10 年度から始めている杉並区の文化栄誉顕彰を 7 年連続、最初からずっと受賞されています。その功績をたたえ、今後の部活の励みにしていただくということで、特別賞を贈ることとしています。

受賞者に対する表彰式は、平成 17 年 3 月 1 日午後 3 時に予定しています。私からの報告は以上です。

委員長 ご質問、ご意見があればどうぞ。

大蔵委員 ろう学校は別として、「第 34 回世界児童画展」に久我山小学校が集団でたくさん入っています。また、泉南中学校が「第 8 回全国小中学校環境絵画コンクール」にたくさん入っています。こういうのは他の学校は出していないのですか。

庶務課長 こういった全国大会、あるいは都大会等の申込みは、それぞれの学校で、それぞれの考え方で参加する形でやっているのです。今年泉南中などが受けたものは、他の学校については、私も聞いていません。

大蔵委員 久我山小学校や泉南中学校は、いろいろ努力をしてやっているのしょうけれども、他の学校も出せば入る可能性があるのではないかと思うのですが、せっかくならいろいろなものを行ったほうがいいのではないのでしょうか。

庶務課長 そういったことで、文化栄誉顕彰の目的は、こういった顕彰をすることによって学校の文化活動を振興するということです。これについては、教育報に毎年顕彰者を載せているので、そういった形で、学校ではこれを踏まえた取組みをしていただけたらと考えています。

委員長 この審査委員会の委員長は教育長ですか。

庶務課長 次長です。

委員長 よろしいですか。ほかにございせんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは報告を承ったことにいたします。引き続き、「平成 16 年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」の 2 件について、一括して社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 最初に、「平成 16 年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」報告いたします。このスポーツ栄誉顕彰については、体育大会などにおいて優秀な成績を納めた者に対して、その栄誉を顕彰し、杉並区におけるスポーツの普及と振興を図ることを目的として、制定されているものです。

顕彰の基準ですが、対象の大会については、平成 16 年 4 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日の間に開催された、全国、関東地区、東京都というレベルにおいての優勝もしくは入賞したものとなっています。顕彰の基準については、大会の規模は東京都大会、団体 15 チーム以上、個人 15 人以上。関東以上の大会についても同様です。

成績については、東京都大会の場合には、優勝もしくは準優勝、関東地区大会においては、3 位以上、全国大会では入賞以上としています。入賞の順位については、競技種目によって差があります。その他に、教育委員会が特に必要と認めるときには、顕彰することができています。この被顕彰者の選考については、スポーツ栄誉顕彰審査会において選考するというので、1 月 25 日に開催して決定しました。

選考結果については、次のページに資料として一覧が載っています。1～18 番までが、全国大会での受賞者です。このうち 17 番までが個人、18 番が団体です。関東大会の受賞者は、19～24 番までです。25～43 番が都大会で、このうち 25～32 番が個人、33 番以下が団体です。被顕彰者の内訳ですが、団体が 18 組、206 人です。個人は 25 名です。合わせて 43 組、231 名が今回の顕彰者となっています。

顕彰の方法については、被顕彰者に対してスポーツ栄誉章(賞状)、副賞として個人受賞者には記念メダル、団体受賞者には楯を贈るということです。なお、スポーツ栄誉章の授与式は、平成 17 年 3 月 18 日の午後 6 時 30 分から区役所で行う予定となっています。以上がスポーツ栄誉顕彰についての報告です。

続きまして、「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認」の報告です。平成 17 年 1 月分は、定例が 23 件、新規は 0。共催・後援別ですと、共催が 4 件、後援が 19 件で、合わせて 23 件とい

うことで承認しました。詳細については、別添の資料のとおりですので、省略いたします。以上です。

委員長 最初に「平成16年度杉並区スポーツ栄誉顕彰について」ですが、ご質問などがあればどうぞ。

大蔵委員 対象大会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日の間に開催されたものとなっておりますが、この書類は2月9日にできていて、それ以後3月31日までの間には何も無いのですか。それから、3月18日に表彰式をするようですが、その以降にあったらどうなるのですか。

社会教育スポーツ課長 この顕彰は、平成16年度としては平成17年3月31日までに開催されたもので、成績が確定したものについては対象となるので、その部分については選考を個別に開きます。そして、表彰も同様に個々に行う形で、後のフォローをしているところです。

大蔵委員 3月18日の表彰式までの間に起こったものは、これに追加するのですか。

社会教育スポーツ課長 それまでに間に合ったものについては、追加して当日表彰の対象という形で行います。

宮坂委員 この後も栄誉顕彰を受ける可能性はあるわけですね。

社会教育スポーツ課長 学校等が行うものについてはほぼ終わっていますが、まだ成績が確定していないものや、これからのものも若干あるかとは思いますが、それについても出てきた時点で選考していきたいと考えています。

委員長 冬季スポーツについては可能性が有りますね。

社会教育スポーツ課長 冬季スポーツについても、3月31日までの間に確定したものについては、平成16年という形になりますし、4月以降に確定したものについては、来年度の対象として選考していきたいと思っています。

委員長 この件については、よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 次の「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認一覧」について、ご意見等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 特にありませんようですので、ご報告を受けたことといたします。

次に図書館関係で、「杉並区立成田図書館業務委託法人の選定結果について」、「杉並区立成田図書館の臨時休館について」の合計2件を一括して、中央図書館次長からお願いします。

中央図書館次長 「杉並区立成田図書館の業務委託法人の選定結果について」報告いたします。11月29日の政策調整会議で了承された方針に基づいて、成田図書館の業務委託法人の選定会を開い

て、選定しました。その結果を報告します。第一位の選定法人は、成田図書館については、丸善株式会社に決定しています。本社の所在は、中央区日本橋二丁目です。法人の設立は、明治13年3月で、非常に長い実績を持った会社です。主な会社の事業実績は、百貨の陳列販売業、図書雑誌の出版業、図書館業務の請負事業等を行っている会社です。公立図書館の業務受託実績は記載のとおりで、千代田区、大田区、足立区などの図書館を中心に、その他にも大学図書館14館の受託事務を行っている会社です。

この会社の主な提案内容の特徴ですが、まず配置社員に占める司書資格保有者の割合を40%以上にすること。社内組織ですが、本社に「図書館サービスセンター」というのがあって、それが受託している各図書館をバックアップする形で、研修や業務全般の支援を24時間体制で、突然の欠勤に対しても対応する措置を取る形になっています。特に成田の場合は、4月から業務委託のため、期間が非常に短いことがあります。その間についても本社体制がバックアップし、準備期間及び委託後の一定の期間も万全の体制で、区との引継をするということで、この会社を選ばさせていただきました。

選定の経過は、記載のとおりです。昨年12月いっぱい募集をかけたところ、応募法人が6法人で、前回報告した方南図書館の法人申込みの会社が全て申し込まれました。NPO法人は参加していませんでしたが、民間事業者は全部応募していただきました。一次審査、二次審査で、この日程で行いました。

選定方法ですが、一次審査については、前回と同じように書類で審査をして、二次審査では、提案説明の聴取と質疑応答という形を取りました。一次審査において、すでに同じ6業者でしたので、上位3業者を第一次通過法人と決めて、第二次審査をし、結果については、別添の参考資料のとおりです。A事業者が最高点の175.9で、この会社が丸善株式会社です。選定委員会の名簿は記載のとおりです。

今後のスケジュールですが、明日、最終決定という形で、該当法人に通知をして、情報セキュリティ運営委員会、個人情報保護審議会にかけて、4月1日から業務委託をしていきます。選定結果については以上です。

続いて、成田図書館の臨時休館について報告いたします。図書館運営規則第5条に基づいて、成田図書館を臨時休館するということです。いま報告したとおり、4月1日から新たに業務委託するため、丸善株式会社に業務を引き継ぐ関係がありまして、平成17年3月31日(木)に、1日臨時休館させていただきたいということです。

成田図書館は、毎週金曜日が定例休館日になっているのですが、その週の金曜日というのは、翌日4月1日になります。来年度4月から地域館を含めて、通年開館を実施するため、その週に

については、全く休みが取れない状況です。作業内容にあるように、パソコン等の入替、事務机等の不要品の搬出入、多目的室内倉庫の整理、文書等の引継などがありまして、3月31日はやむを得ず1日臨時休館させていただくという報告です。私からは以上です。

委員長 最初の「杉並区立成田図書館の業務委託法人の選定結果について」、こちらについてご質問、ご意見がありましたらどうぞ。

大蔵委員 選定したというご報告ですが、契約はしたのですか。

中央図書館次長 これからになります。

大蔵委員 契約者は中央図書館長ですか。

中央図書館次長 そのとおりです。

申しわけございません。金額が金額ですので、これにつきましては、経理課長名で契約する形になります。

宮坂委員 応募した法人は何社くらいで、差し支えがなければ名前を教えてくださいたいのですが。

中央図書館次長 前回の方南図書館と全く同じで、丸善株式会社、NYサービス、ピアックス、TRC、日本コンディンション株式会社、アシスト、以上です。

委員長 想定される業務内容はほとんど決まっていて、こちらのほうから提示して、これについて業務受託してくださいということか、それとも例えば、新たなオリジナルというか、プロポーザル的なものを業務内容の中に加味した形態になるのですか。

中央図書館次長 まず、私どもがあらかじめ用意した要求水準書と言いますか業務概要については、現在地域館で行っている窓口業務を含めた全ての事業について、これはまずやっていただかなければならないものに対して、最低限その事業についての考え方を出示してもらい、併せて、各事業者が持っている特性を活かした、地域活動における提案事業も評価の対象にして、選考しています。

委員長 地域性と言われますが、たくさんオリジナルを入れる部分はあるのですか。

中央図書館次長 基本的には、いま行っている地域図書館の業務について、これをまず第一にやっていただかなければならないというのが中心で、その事業が非常にたくさんあります。したがって、なかなか法人が持っているオリジナル的な特性を出すのは難しい部分がありますが。とは言ってもできないことはないわけで、その部分をどれだけ事業者の方々が、自主的な形で計画書の中に織り込んでくるかが、私どもとしては1つの注意すべき点として、評価の対象にしたところではあります。

委員長 図書館が抱えている問題はいろいろあって、今後前向きに改革をやらなければいけません。そういういろいろな接点が微妙になってくるというか、気持ちが伝わって、やる気を起こして、

そこで発揮されてくるエネルギーがいちばん大事だと思います。

中央図書館次長 そういう意味でいくと、今回2つの事業者を選んだわけですが、両者とも地域における子どもに対する読み聞かせやお話し会、こういったものを独自に展開したいという提案書を出しているところが特徴です。

委員長 他にございますか。

(「なし」の声)

委員長 それでは報告をお聞きしました。次の臨時休館について、ご質問等がありましたらどうぞ。1日では大変でしょうけれども。

中央図書館次長 一般的に、臨時休館というのはできる限りないほうがいいわけで、2、3月に館内整理日がありますし、できるだけ室内での整理や引継については、時間外も含めて努力していきたいと考えています。

委員長 ほかにございますか。それではよろしく願いいたします。

最後に、「高井戸小学校及び方南小学校校舎改築検討協議会報告書について」、施設課長からご説明願います。

施設課長 A4判の資料1枚と、まだ(案)ではありますが、両校の報告書を配付していますので、それぞれについて説明いたします。まず資料、検討経過並びに検討協議会報告概要と記載があります。検討経過ですが、両校の耐震改築にあたり、昨年の6月から校舎改築検討協議会を発足し、今年1月まで計7回熱心なご議論をいただいて、やっと成案になったところであります。

3番目の報告概要です。まず、高井戸小学校の報告概要ですが、計画概要は耐震の改築にあたり、校舎棟、屋内運動場及びプール棟を改築する。環状八号線に沿って、3階建の校舎が別棟で建ってしまっていて、特別教室棟ですが、耐震上問題がないのと、また築年数が浅いということがあるので、これは残しながら新校舎と一体的に利用ができるような形で改修をする計画を立てています。

(ウ)の主な方針ですが、新校舎等の配置は、残存する特別教室棟との機能的な学習空間の確保、校庭面積の最大限の確保、また敷地への日照の関係から、東南に配置をする。これは、現在の既存校舎を仮設校舎として利用しながら、南側に校舎棟を建てるという内容です。これにより、子どもたちの工事期間中の影響を多少とも軽減したいと思っています。既存校舎の所は、後ほど子どもたちが移ったあとに解体をして体育館をつくる計画です。

3番目、4番目については、学習環境をどのように整えるかという内容です。裏面には、学校生活の中で体験できるような、屋上緑化や雨水利用施設など、環境教育に配慮した施設づくりを中心に進めていくとあります。は、防災並びに安全対策ですが、地域利用等も十分に果たせる

ような施設づくりを行うということです。

(エ)の今後の予定ですが、来年度実施設計を行い、平成18～19年度に校舎を建設して、校舎棟が終わったあとで、旧校舎を解体して屋内運動場の整備をする。ただこの中に遺跡の調査があり、出来上がりまで多少時間のかかる計画です。

次の方南小学校です。計画概要のところでは耐震改築にあたり、校舎棟と屋内運動場を改築する。耐震上問題がなかった特別教室棟、これは現在「方南ふれあいの家」が一部入っており、特別教室並びに、上がプールになっていますが、これは残して新校舎と一体的に活用できるような形で改修することを計画しています。

主な方針については、5番目までは高井戸小学校と基本的に同じですが、方南小の場合は、校庭の南側に、「むさし野の森」というかなりまとまった植栽があります。これらを可能な限り残すような計画です。方南小学校も同じように遺跡があり、その調査も含めて、平成17年度に実施設計をし、平成18、19、20年の約3カ年にわたって校舎並びに屋内運動場の整備をしていきたいと考えています。

プランの詳細な説明をします。高井戸小学校の検討協議会報告書の1ページ、これは報告書の全体の構成になっています。内容は、検討協議会の中で、この学校をどういう学校にしていくのかということですが、10ページには、検討協議会の中で、杉並第十小学校を見たり、基本的な考え方を前半の部分で構成していましたが、ここでは基本方針を設定しています。

から まで、いろいろな学習空間をどのようにつくるかということで、さまざまな視点から柱を立てています。この中で、方南小学校と同じ のラーニングセンターを中心とした計画という1つ大きな柱を立てています。学習空間として、自分から調べる、自ら学ぶというコンセプトは、考え方として従来あった図書室、コンピューター室、視聴覚室の機能を一体にまとめてラーニングセンターというような位置づけをして、学校の中心的な位置におく。総合学習をはじめとする児童の学びの活動の拠点を、学校の中心に据えたい。どの学年も非常に使いやすい形で、学校の中心のオープンな位置に配置をしたいということです。今後の学校づくりにおいては、今までつくられていなかったこういうものを考え方の中心に据えています。

のエコスクール化では、どういうところまでいけるかということで、今後の詳細な設計に委ねられますが、これも大きな中心の軸として据えていきたいと考えています。

次ページ、この検討協議会の中で最終的にどのような案になったのかということ、44ページの見開きの配置図を兼ねた1階平面図には、A5番という表題で校舎の配置図が出ています。東側に環状八号線があります。この配置図には記載はありませんが、すぐ南側には井の頭線が走っています。そういう意味では、教育施設としてはかなり厳しい条件のところに位置しています。大体

環状八号線、1日あたり自動車が10万台ほど通っているということもあります。道路交通騒音をどのように遮断するのかということと、南側の鉄道列車の音や、またそちら側にちょうど教室が向き合うので、その辺のところの位置関係と子どもが気を散らせないで学習をしていくという形の施設づくりが必要かと思えます。

この敷地で、現在の校舎は北側に建っています。そのまま北側に建てることになると、現在の日影規制の関係から、かなり南側に寄せてくることもあり、校庭がなかなか十分に取れないということもあります。そういうところから、現在の北側校舎はそのまま利用しながら、校舎を南側に配置する。非常に東西に長い敷地を活かし、主に校舎棟・体育館棟を東側に集め、西側をオープンなスペースに空けてグラウンドをつくる計画をしています。ちなみにこの工事をする場合に、北側の校舎棟と既存の体育館は、そのまま残す位置に校舎を配置していますので、子どもたちは運動場の制限はかなりされますが、体育館は使える、校舎も使えるという形で進めていきたいと思っています。

また体育館の地下部分ですが、高井戸小学校は南側の道路と高低差が4mほどあります。高井戸の駅周辺は、杉並でも2番目に放置自転車が多いので、体育館の下に自転車駐輪場をつくる予定です。そういう公共施設整備も併せて、このときに行っていきたいと考えています。

45 ページは、1階の平面図です。南側の校舎棟の東側の部分、給食室が入っているところですが、ここのゾーンは既存の校舎です。ここに3階建ての特別教室の校舎が建っていますが、この中を全面的に改装して、主にこういうサービス部門並びに、2階・3階は地域開放のゾーンにしていきたいと考えています。昇降口を中心に据えて、左右に教室を配置してあります。現在、高井戸小学校は12学級です。今後も12学級で推移するということですが、校舎をつくと50年間使用し続けるわけですので、多少は大きく18学級の規模で考えています。各学年のまとまりは3教室、そこにオープンスペースを配置します。杉並第十小学校や桃井第五小学校のような形の教室スタイルにしています。

給食室のすぐ隣、普通教室の間に、多目的室を兼ねたランチルームをつくりたいと考えています。現在、ランチルームは杉並の小学校の場合には、最初の整備ではつくっていませんが、今後の施設づくりの中では、相当大きな位置を占めるだろうと考えていますので、これを南側の一番サービスのしやすいところに配置しています。北側には体育館を配置する予定です。これには防災倉庫も組み入れながら、つくっていきたいと考えています。

46 ページは2階の平面図です。教室棟の配置は同じです。左右に3教室分のクラスターで分けていますが、真ん中にラーニングセンターを置いています。この中に視聴覚・図書室を一体で配置して、この中で左右両方にサービスできるように、学校の中心に据えているということです。

そのほかに北側に理科室、図工室という特別教室を設け、体育館にはブリッジを架けて向こうで連絡できるような形にしています。

既存棟の3階建ての2階部分ですが、現在小学校のところに郷土資料室があります。この学校はつくって130年の歴史があり、さまざまな歴史的なものが置いてあります。それを一般にも開放していきたいと思っています。また音楽室をつくり、この音楽室も、場合によっては地域開放に使えるのではないかと考えています。

次ページの3階の部分です。各学年の教室配置等については同じです。ここは難聴学級があります。それで約5教室分のスパンで、かなり拡充する形でここに据えていきたいと考えています。特別教室棟は開放ゾーンとして、まだ大雑把できちんと整備されていませんが、開放会議室として3つのエリアを誘致しています。これは学校の利用も含めて、併せて一体的に利用できればと思っています。休日・夜間のゾーン分けにつきましては、渡り廊下で遮断する形で、安全対策を講じていきたいと考えています。

48ページは屋上です。現在、地上置き型のプールが一番西側にありますが、これを校舎棟の最上階に上げたいと考えています。なおその他の部分ですが、機器類の配置以外のところは、屋上の緑化をしていきたいと考えています。これが高井戸小学校です。

もう1冊の資料、方南小学校についても考え方は同じです。12ページをお開きください。現在、方南小学校の体育館の南側に、このぐらいの森があります。「むさし野の森」といいます。竹林もまとまってあります。ここではタケノコを給食に入れるなど、学習やさまざまな面で子どもたちの環境整備に一役買っています。また地域の方々も、十分にここを育てられていて、この部分を極力残していきたいというのが、今回の設計の中でも非常に工夫したところです。

施設整備の考え方そのものは、高井戸小学校と同じですので、基本的な考え方等については省略します。具体的にどのような案になったのかというと、39ページB A 1案にありますように、この小学校は非常に取付道路、要するに前面の道路があまりきちんと校舎の校地に接続していないということがあります。北側も水路敷、今は公園敷になっていますがそこから入ってくるような状態です。南側は環状七号線から路地状の接道を敷地に入ってきています。西側については、児童館がありますけれど、その4mの幅員の道路に入っていることで、防災面の問題や、近隣環境の中でも、高井戸小学校とはちょっと違うような形です。

まずオープンに、メインの北側の公園から入ってくるところを、大きく空けるようなゾーンニングにしています。この既存の南側の部分ですが、柱割が非常に細かく入っているところ、ここが既存の特別教室棟です。これはまだ残存期間が30年以上もありますので、このプール棟について、1階はデイケアサービスセンターが入っていますが、ここの部分は残して、一体的に設計を

するという事と、西側部分の「むさし野の森」を極力残すという、極めて厳しい設計の条件の中にどれだけ入るかということです。

最終的に、紆余曲折がありました。このような形で配置をするということです。北側にこれだけのグラウンドをつくる。現在、ここには既存校舎が建っていますので、既存校舎の約3分の2は残します。子どもたちはその中で授業を受けながら、南側を仕切って工事をするという形になっています。

南側の学校が出来上がったら一旦移って、最後に既存校舎を壊し、グラウンド整備をする形にしています。北側にグラウンドがあることは、若干配置上の難点でもあります。検討協議会でもさまざまな議論はありましたが、こういう例もなきにしもあらずということです。冬至のときの日影の関係については、かなり心配されるということですが、やむを得ないのかというところで、皆様方のお考えが1つになりました。

次ページは1階の平面図です。教室棟の配置については、現在、この学校は12学級ですが、今後も12学級で推移するという事です。ただし、今後50年間どのように推移するのかということがありますので、18学級の規模で考えています。各学年3教室です。左側のところについては、森を残す関係から、1教室分雁行したような形になっています。オープンスペースはL型に配置をして、右側の学年単位は通常のオーソドックスな単位になっています。その間を小さな部屋でつないでいくという形にしています。

既存の校舎ですが、デイケアサービスセンターの部分を一部機能拡充して、面積的には広げています。ここは特別教室をすべてなくして、ランチルーム、開放用の多目的スペースという形で、地域開放並びにデイケアサービスセンターの方々がここをお使いになったり、子どもたちと一緒に食事を取るという形を据えています。北側の部分には、アリーナを設定しています。

41ページは2階の平面図です。この2階の北側のブロックのところに、ラーニングセンターを置いています。これが約4教室半ぐらいで、高井戸小学校よりも広く使える計画です。生活科コーナー、開架の図書、閲覧コーナーとパソコンの部分というものを一挙に集めて、この中で自分たちで調べて、自ら学ぶという空間を、この学校の中心に据えたいと思っています。そこにぶら下がるような形で、左側に教室が3教室、南側に3教室という形での連続性を持たせたいと思っています。南側の部分については、既存の屋上プール、これはブリッジで2階から連絡する形を取っています。

次ページの3階の平面図、これは1階、2階、3階と全く同じですが、教室棟、オープンスペースの配置はこのような形になっています。オープンスペースの中をどのように仕切っていくかについては、詳細な設計は今後委ねますが、杉並第十小学校をはじめとして、オープンスペー

スを10年以上の間つくってきました。そこできちんと使いこなしているのかどうかということ、今回、方南小、高井戸小のところで行う場合によっても検証をしてみました。

教員のやり方によっては、うまく使っていたり、使えなかったりということもありますが、基本的には、今後もこのオープンスペースを設置しながら、学校の教室というのを展開していきたいと考えています。がらんとオープンなただの場になっているところもあります。この図面では3階のところに書いてありますが、調べ学習コーナーや展示コーナー、場合によってはパソコンの部屋に行かないとパソコンを触ることができないということではなく、今後の学校はその教室の近いところにある、絶えず触ることができるというようなことを目指したほうがいいのではないかと考えています。

最後に4階ですが、特別教室と音楽室並びに、理科室、図工室を配置しています。4階の部分はかなり絞り、北側の校庭に極力日を落とすような形で計画を練っています。グラウンドの東側部分というのは体育館だけですので、その辺については、かなり開放性があるのではないかと考えています。以上がこの内容の説明です。

今後、この3月までに基本設計をまとめて、近隣の住民への計画の説明等に進んでいきたいと考えています。以上です。

委員長 両方の小学校について、共通のご質問等がありますか。よろしいですか。

(「なし」の声)

委員長 では個々にお聞きします。最初に書いてある高井戸小学校についてご質問等ありますか。

安本委員 井の頭線と環八にはさまれて、こちら側に校舎を持ってきた理由はわかったのですが、騒音の問題や環八に近いということで、エアコンをつけるなど、どのように対処を考えているのか教えてください。

施設課長 基本的には、校舎棟の既存校舎には冷房が入っています。サッシは二重サッシになっています。おそらく窓は開放できないという前提で既存校舎はできています。ただし、この環状八号線には沿道整備計画、いわゆる地区計画がかかっていて、環八側に接している長さの10分の7が建物で遮蔽し、後背地に通過騒音を出さないという形があります。既存校舎を残すのはそういう意味もあります。

この既存校舎で音をブロックしたいということはあるのですが、南側が開放されていますので、騒音測定をしてみました。通常の住宅地における騒音レベルまでは、あまり達しないのです。つまり、鉄道の音は一過性ですぐに止まってしまい、継続して音がしないということがありました。ただし、一定程度の防音の設備と、エアコンについてはこの学校に限らず非常に課題ですが、

基本的に普通教室に冷房は入れないという考え方です。ただし、環状七号線に接している高円寺中学校と、放射五号線に接している富士見丘小学校には全館入れています。その辺との兼ね合いもありますので、今後の課題としてお預かりをし、検討させていただく。検討協議会のときには基本的にそういう形でお答えをしています。

安本委員 井の頭線と相当近くなると思うのです。これは私も使うのでわかるのですが、ほとんど見えますから、先ほどおっしゃったように気が散るのではないのでしょうか。南側になるので窓をつけないわけにはいかないと思うのですが、その点はいかがですか。

施設課長 これからの学校は、バルコニーをつけたいと思っています。杉並第四小学校のように3m近いバルコニーがあると、かなり工夫した空間ができます。日照などもかなり遮蔽されますので、学校でも検討協議会でも、そういう問題がいろいろ出されました。落ち着かないのではないかと、気が散るのではないかとということです。少し南側に近接してきたということで、バルコニーや境界線上のところに緑化帯を設ける必要がありますので、その辺の工夫をしてみたいという形でご理解をいただいています。

委員長 ほかにありますか。方南小学校も併せて何かありますか。この設計事務所はそれぞれ違うのですか。片方は実名が入っているのですが、片方は入っていないのですけれど。

施設課長 失礼しました。本来、設計事務所の名前は取るべきところ、間に合わなかったのです。これは、別々の業者です。

委員長 できるだけ個性を出すのであれば、別のほうがいいと思います。多少、自分の意見を含めて言っていますが、あまりワンパターンになると面白くなる。それからバルコニーも、エコスクールにとっては興味のある設計の手法だと思いますが、エコスクール化という命題を掲げている中で、具体的にそれぞれについて、何かこの1つと言えるものはあるのですか。

施設課長 これは 今後の課題のところに整理をしています。検討協議会ではこのプラン、ゾーニングをまとめるのに6回、7回と目一杯でした。それは区側に委ねられるということですので。実は、都立大でこういう方面を研究されている方がいるので、来週そこに行ってお話をさせていただく予定です。例えば、屋上の緑化や植栽、ビオトープなどは通常やってきたものですので、今後こういう建築の躯体の中で、環境面に配慮するような仕組みや何か工夫を取れるのかどうか、その辺のアドバイスをいただきながら設計に反映をしていきたいと思います。

方南小の場合は、緑が全面に南側にありますので、かなりこれは日照が遮られるというか、暑さの軽減になるかと思います。方南小は、緑を残すというところが、かなり強い特色です。両校を合わせて、今後それぞれに特色を出していきたいということもありますし、地域の環境の教材になるように、学校施設をつくっていくという命題がありますので、その辺をそれぞれにどう活

かしていくか、今後検討したいと思っています。

委員長 窓口は文部科学省になりますけれど、文部科学省、経済産業省、農林水産省に絡んで、エコスクールというのをやっていますから、そういうところの補助金が受けられるなどいろいろな規定がありますので、その辺も絡めて検討されると財政面の援助になると思います。

施設課長 ご指摘のとおりで、非常にお金がかかるのではないかと、二の足を踏むところもあります。経費的にはどれだけ出て、またそれにどれだけ補助がつくのかということも念頭に置きながら、計画に反映していきたいと思っています。

委員長 工法であったり、具体的に堀ノ内でやっているような風力や太陽パネルなど、もっと本格的なものとか。施工材料にすれば、農林水産省で考えているような日本的なものもあります。全体のデザインを今から変えるわけにはいかないの、限界はあると思いますが、もう1点は防災的な機能ですが、新たに改築するというので、既存のものではできなかったけれど、ここではできるというのは何かあるのですか。

施設課長 基本的に、耐震性は向上するというのと、防災面は学校中心にしているので、防災倉庫はきちんと位置づけをして、拡充することがあります。1つは堀ノ内小学校や泉南中学校でも試みているのですが、学校に避難してきて、水道や電力が止まったときに、トイレが使えないということがあります。現在は、1階の便所の下に便槽をつくっています。言ってみれば汲み取り便所になるぐらいのピットを掘って、使用していないときはがらんとした空間になるのですが、一旦水が出なかったり、電力が回復するまでの間は、排便管を切ってその中に落とし込む形にしています。そういう意味で何日かはしのげるという程度ではありますが、一定程度、そういうものを考慮に入れながらやっているということがあります。

防災面ではありませんが、環境面では中水道の利用を進めています。そういうものをスプリンクラーに入れるという取組みはしています。方南の場合は、非常に取り付け道路の関係が悪いので、むしろこのことにより、北側の部分が全面的に空間に上がりますので、避難などは非常にしやすいのではないかと考えています。

委員長 中野・杉並というのがこの間の防災会議に矢面に出ているので、相当真剣になって防災面に取り組みねばならない。杉並の場合は、小学校がみんな第一次避難所になっているので、そういう意味での防災生活圏としての意味も、併せて考えていかなければいけないですね。

大蔵委員 これについては、直接関係ありませんが、この前の神明中学校の説明はどうになりましたか。建て替えと若干絡みがあります。

施設課長 今日は準備をしていませんが、日を改めて、これまでの経過も含めて説明をさせていただきたいと思いますので、別途設定させていただきたいと思います。

大蔵委員 2月は、区議会があってもうやりませんし、3月も後半は卒業式などがありますので、3月の1回目のときでも報告いただければと思います。

施設課長 わかりました。そのように準備をいたします。

委員長 社会教育スポーツ課長、なにかありますか。

社会教育スポーツ課長 報告事項の中で、訂正をさせていただきたいと思います。申し訳ありません。教育委員会の共催・後援名義の資料の表で、共催が5件落ちていたので、表の訂正をお願いします。社会教育スポーツ課の欄を右にずっと、16件が21件、次の16件が21件、それから1つ飛んで共催の0件が5件です。したがって、1月分の合計の欄の23件というのが、28件、次の23件も28件、1つ飛びまして4件が9件です。当月までの累計ですが、386件が391件、336件が341件、1つ飛んで177件が182件と訂正します。大変申し訳ありませんでした。

委員長 委員の皆様、よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」の声)

委員長 では、庶務課長お願いします。

庶務課長 2月23日、3月9日は議会等がありますので休会です。現時点で、次回は3月23日水曜日、午後2時を予定しています。よろしくをお願いします。

委員長 これをもちまして、本日の教育委員会は閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。